

### 3. バリアフリーに関する問題点等の整理

#### 3-1 関係者への意向把握

##### (1) 現地確認会

美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想を作成するにあたり、現地状況で改善すべき項目等を確認することを目的として、現地確認会を実施しました。

実施概要は以下のとおりです。また、次ページに現地確認会での確認ポイント及び当日の状況写真を示します。

表 現地確認会の概要

| 日 時 | 2023 年（令和 5 年）8 月 22 日（火）10 時 30 分から 11 時 30 分 |      |
|-----|------------------------------------------------|------|
| 参加者 | 美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会委員                       | 17 名 |
|     | オブザーバー                                         | 1 名  |
|     | 上記委員の随行者                                       | 3 名  |
|     | 中津川市（リニア都市政策部）                                 | 6 名  |
|     | 参加者合計                                          | 27 名 |

※本基本構想では、美乃坂本駅前の空間を「駅前広場」として記載します。



図 現地確認会の確認箇所、確認ルート

表 現地確認会での確認ポイント

| 歩行空間（生活関連経路上）        |                                                                                                                             |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 歩道・歩行空間              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差 ・歩きやすさ ・側溝ふた(グレーチング)</li> <li>・舗装のすべりやすさ ・雑草による視認性</li> <li>・路面表示の視認性</li> </ul> |
| 占有物等                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路付近の電柱 ・標識 ・違法駐車、駐輪</li> <li>・横断防止柵 ・ガードレール</li> </ul>                             |
| 点字ブロック               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・色 ・材質 ・貼り方 ・位置 ・状態</li> </ul>                                                       |
| 公共交通機関               |                                                                                                                             |
| 美乃坂本駅の入口からホームへの経路・階段 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差 ・待合室 ・手すりの位置</li> <li>・階段の踏面(ふみづら)、蹴上(けあげ) ・改札幅</li> </ul>                       |
| 券売機                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有人窓口 ・操作面の視認性 ・点字の有無</li> </ul>                                                     |
| 点字ブロック               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・色 ・材質 ・貼り方 ・位置 ・状態</li> </ul>                                                       |
| 情報案内                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声アナウンス ・案内看板 ・電光掲示板</li> </ul>                                                     |
| バス・タクシー乗り場           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗り場への誘導案内の視認性</li> <li>・案内表示（時刻表）の視認性</li> </ul>                                    |

■当日の状況写真



当日説明の様子



美乃坂本駅構内の確認



駅前広場の確認



生活関連経路の確認



## (2) 関係団体への聞き取り

現地確認会での美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会委員からの意見だけではなく、知的障がい者等の幅広い意見を踏まえてバリアフリー化を進めるため、聞き取りを行いました。下表に聞き取りを行った団体等及び聞き取り内容を示します。

表 聞き取りを行った団体等

| 団体・施設名等                     | 項目    |
|-----------------------------|-------|
| ・社会福祉法人ひがし福社会障害者地域支援センター～結～ | 知的・精神 |
| ・地域包括支援センターひだまり苑            | 認知症   |
| ・中津川市発達支援センター「どんぐり」         | 発達障がい |
| ・中津川市発達支援センター「つくしんぼ」        | 発達障がい |
| ・中津川市子育て支援センター              | 妊産婦等  |

表 関係団体への聞き取り内容

| 項目     | 聞き取り内容                   |
|--------|--------------------------|
| バリアフリー | ・バリアフリー化を図るにあたり、配慮すべき内容  |
| その他    | ・高齢者、障がい者等の特性に関することや要望事項 |

(参考) 障がい者数の推計、認知症の高齢者数の将来推計

表 障がい者数の推計

|                         | 2016年度<br>(平成28年度) | 2018年度<br>(令和元年度) | 2023年度<br>(令和5年度) |
|-------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 身体障害児・者                 | 393.7万人            | 436.0万人           | 436.0万人           |
| 知的障害児・者                 | 74.1万人             | 108.2万人           | 109.4万人           |
| 精神障害児・者                 | 392.4万人            | 419.3万人           | 614.8万人           |
| 総数                      | 860.2万人            | 963.5万人           | 1,160.2万人         |
| 総数に対する知的・<br>精神障害児・者の割合 | 54.2%              | 54.7%             | 62.4%             |

資料：障害者白書

表 認知症の高齢者数の将来推計

|                            | 2012年<br>(平成24年) | 2015年<br>(平成27年) | 2020年<br>(令和2年) | 2025年<br>(令和7年) | 2030年<br>(令和12年) |
|----------------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 各年齢の認知症有病率が<br>一定の場合の将来推計  | 462万人            | 517万人            | 602万人           | 675万人           | 744万人            |
| 各年齢の認知症有病率が<br>上昇する場合の将来推計 |                  | 525万人            | 631万人           | 730万人           | 830万人            |

資料：厚生労働省老健局の「認知症施策の総合的な推進について（参考資料）」を一部加工



障がい者数、総数に対する知的・精神障がい児・者の割合の増加傾向及び認知症の高齢者数の将来的な増加も想定されることを踏まえ、多様な関係団体から聞き取りを行っています。

## 3-2 問題点等の整理

### (1) 現地確認会の結果

現地確認会で確認した問題点を、対象・項目毎に整理します。また、現地状況の写真を示します。

表 問題点等の整理（美乃坂本駅・駅舎、駅前広場）

| 対象       | 項目    | 問題点等（委員からの主な意見）                             |
|----------|-------|---------------------------------------------|
| 美乃坂本駅・駅舎 | 全体    | 駅舎内の路面にデコボコがある                              |
|          | 待合室   | 視覚障害者誘導用ブロックが一部剥がれている                       |
|          | 駅舎出入口 | 駅前広場との出入口に段差がある                             |
|          | ホーム   | ホームに転落防止柵がない<br>駅にエレベーターがないため、車椅子利用者が移動できない |
|          | 改札    | 障がい者が駅員のいない場合に切符購入等ができない場合がある               |
|          | 階段    | 階段の手すりが一部片側のみ<br>階段の踏面が破損して滑りやすい            |
|          | 案内    | 情報案内の電光掲示板が必要                               |
|          | トイレ   | トイレがバリアフリーになっていない                           |
| 駅前広場     | バス停   | バス停の案内がわかりにくい                               |
|          | 案内    | 生活関連施設への案内標識がない<br>タクシー乗り場の路面表示が消えていてわかりにくい |
|          | 歩行空間  | 道路がデコボコ<br>歩道の白線が消えている                      |



美乃坂本駅舎入口の段差



階段の踏面破損



表 問題点等の整理（市道坂本 81 号線、県道苗木恵那線、県道美濃坂本停車場線）

| 対象            | 項目   | 問題点等（委員からの主な意見）                                                 |
|---------------|------|-----------------------------------------------------------------|
| 81 号線<br>市道坂本 | 歩行空間 | 歩道に段差がある、狭い、デコボコしている<br>側溝の蓋がない、グレーチングが破損している                   |
|               | 付帯施設 | 視覚障害者誘導用ブロックがない                                                 |
| 県道苗木恵那線       | 歩行空間 | 歩道に段差がある、狭い、デコボコしている<br>歩道と車道が分離されていない<br>側溝の蓋がない、グレーチングが破損している |
|               | 案内   | 坂本小学校の出入り口に目印が必要<br>標識が見えにくい<br>道路標示（白線）が消えている                  |
|               | 交差点  | 横断歩道がない                                                         |
|               | 付帯施設 | 歩車道境界ブロックがない区間がある                                               |
| 県道美濃坂本停車場線    | 歩行空間 | 歩道に段差がある、狭い、デコボコしている<br>グレーチングが浮いている<br>車が歩行者動線上に駐車している         |
|               | 案内   | 坂本中学校の出入り口に目印が必要                                                |
|               | 交差点  | 横断歩道がない                                                         |
|               | 付帯施設 | カーブミラーの視認が良くない<br>ガードレール（横断防止柵）が変形・破損している                       |



歩道側に変形した横断防止柵



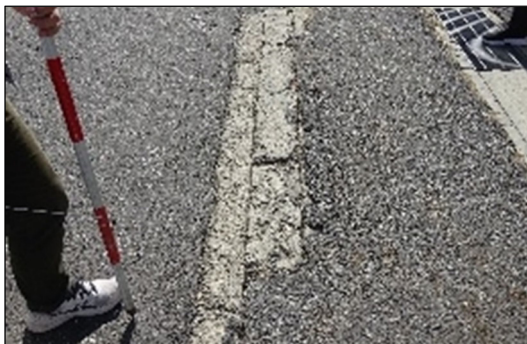
車が歩行者動線上に駐車している



幅の狭い歩道



歩道と車道が分離されていない



歩道部がデコボコしている



歩道に段差がある



グレーチングのすき間が広い



側溝老朽化（両側）、ガタつき、段差



視覚障害者誘導用ブロックがない



グレーチングの浮き



道路標示（白線）が消えている



標識が見えにくい

## (2) 関係団体への聞き取り結果

関係団体への聞き取りで確認した意見や問題点を、項目毎に整理します。

表 問題点等の整理（関係団体への聞き取り）

| 項目     | 問題点等（関係団体からの主な意見）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| バリアフリー | <p>【知的、精神障がい】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚的に直感的にわかる看板があると良い</li> </ul> <p>【発達障がい】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚的に直感的にわかる看板があると良い（ひらがな表示やイラスト等）</li> <li>・飛び出し防止柵があると良い</li> <li>・トイレ等の出入口には子どもが届かない位置にも鍵があると良い</li> </ul> <p>【妊産婦等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーカーと子どもが並んで通れる幅を確保してほしい</li> <li>・ベンチには手すりがあると良い</li> <li>・トイレ等の出入口には子どもが届かない位置にも鍵があると良い</li> </ul> <p>【認知症】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内は動線的に行うと良い</li> <li>・施設への案内は文字と絵の両方で表示することや生活関連経路の動線上のなかにあると良い</li> <li>・案内の表示の統一が必要で、色や情報が多いのは良くない</li> <li>・扉の向こうを想像できるように配慮して欲しい</li> <li>・重要な動線をわかりやすく表示すると良い</li> <li>・脳が疲れやすいので、休める場所があると良い</li> <li>・自分の位置がわかるような表示があると良い</li> </ul> |
| その他    | <p>【知的、精神障がい】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が時間に関係なく自由に過ごせる居場所作りができると良い</li> </ul> <p>【発達障がい】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・声や文字では伝わらないことがある</li> <li>・人によって特徴が異なり、例えば施設では子どもが鍵を勝手に開けて、出ていくこともある</li> </ul> <p>【認知症】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空間認識ができないことを理解してほしい</li> </ul> <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の集いの場があると良い</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |



## 4. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針と利用者への配慮事項

### 4-1 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設についてハード・ソフト両面の移動等円滑化のための措置が講じられ、移動等円滑化に携わる様々な人たちが役割を担い、連携することにより、移動の連続性を確保することが重要です。

そこで、ハード・ソフト両面からの取り組みを実施し、美乃坂本駅周辺の移動等円滑化を実現するものとします。

また、リニア中央新幹線整備（2027年（令和9年）以降品川・名古屋駅間開業予定）に伴うリニア岐阜県駅整備や土地区画整理事業（2029年（令和11年）事業完了予定）等の事業が進められています。美乃坂本駅周辺の新たな整備を含めた一体的な移動等円滑化を推進するため、次のように基本方針を定めます。

#### ①地域住民が安全・安心に活動できるバリアフリー化の推進

日常利用される地域住民の方が安全・安心に活動できるよう、生活関連施設や生活関連経路等について、特定事業とともに道路補修等による定期的な改善によりバリアフリー化を推進します。

#### ②美乃坂本駅周辺の新たな整備を含めた一体的なバリアフリー化の推進

リニア中央新幹線（リニア岐阜県駅）整備や土地区画整理事業、美乃坂本駅の自由通路の整備及び橋上駅化が進展する中で、既存施設のバリアフリー化とともに、新たに整備されるエリアも含めて一体的なバリアフリー化を推進します。

#### ③心のバリアフリー化の推進

美乃坂本駅周辺のバリアフリー化を図るためには、単に施設や経路のハード整備だけでなく、「心のバリアフリー」等のソフト施策についても一体的に実施することが効果的です。広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、行政、市民、事業者・団体等の関係者がそれぞれの役割を理解し、協力して心のバリアフリー化を推進します。

## 4-2 重点整備地区における利用者への配慮事項

リニア開業後の交流人口の増加や美乃坂本駅周辺を中心とした新たなまちづくりを見据え、障がい者、認知症の方、妊産婦、外国人等誰もが安心安全に利用できるようにするため、次のように配慮事項を定め、今後整備される施設を含む不特定多数が利用する施設の施設管理者は留意するものとします。

### ①情報提供に関してデザインや掲示方法に配慮する

案内表示は統一したデザインとするとともに、多色の利用を控えるようにします。

また、歩行者が休憩できる場所では、掲示物等の量を調整し、情報過多とならないようにします。

### ②施設から外への急な飛び出しがないように配慮する

子どもが多く利用する施設の出入口等の鍵は、子どもの手の届かない場所にも設置することで、道路等への飛び出しを防止します。

### ③施設内の案内は誰もが直感的にわかるように配慮する

知的・発達障がい者、子ども、認知症の方、外国人等誰もが視覚で直感的に目的の場所が分かるように施設の案内を文字だけでなく、ピクトグラム等のイラストを使用することとします。

## 5. 重点整備地区及び生活関連施設、経路の設定

### 5-1 重点整備地区

#### (1) バリアフリー法上の位置づけ

- 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

資料：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

#### (2) 重点整備地区の区域の設定方針

重点整備地区の区域は、美乃坂本駅周辺の状況を踏まえ設定します。

- ・美乃坂本駅周辺は、南北方向は高低差の大きい地形状況となっていることを踏まえ、高齢者、障がい者等の徒歩圏を考慮した区域を設定する。
- ・将来的なりニアのまちづくりを見据え、美乃坂本駅の自由通路の整備、橋上駅化、リニア岐阜県駅整備及び土地区画整理事業等を考慮した一体的な区域を設定する。
- ・重点整備地区の境界は、既存道路や施設の地形地物や都市計画道路等により境界を明確に定めることを基本とする。



## 5-2 生活関連施設

### (1) バリアフリー法上の位置づけ

○高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

資料：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

### (2) 生活関連施設の設定方針

生活関連施設は、以下のとおり設定方針を整理します。

- ・ 不特定多数の人が利用する施設を生活関連施設に設定する。
- ・ 日常生活又は社会生活において高齢者、障がい者等の利用が想定される施設を生活関連施設に設定する。
- ・ 移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することができる施設を生活関連施設に設定する。

### (3) 美乃坂本駅周辺の生活関連施設

生活関連施設は生活関連施設の設定方針を踏まえ、以下の施設を位置づけます。

表 生活関連施設一覧表

| 項目     | 施設名                |
|--------|--------------------|
| 特定旅客施設 | 美乃坂本駅              |
| 官公庁等   | 坂本郵便局、J Aひがしみの坂本支店 |
| 教育文化施設 | 市立坂本小学校、市立坂本中学校    |

## 5-3 生活関連経路

### (1) バリアフリー法上の位置づけ

#### ○生活関連施設相互間の経路

資料：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

### (2) 生活関連経路の設定方針

生活関連経路は、旅客施設（美乃坂本駅）からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動も考慮する必要があるため、以下のとおり設定方針を整理します。

- ・生活関連施設間を結ぶ主な経路を生活関連経路として設定する。
- ・歩道が整備されている路線やスクールゾーンの指定といった日常的に利用頻度の高い経路を生活関連経路として設定する。

### (3) 美乃坂本駅周辺の生活関連経路

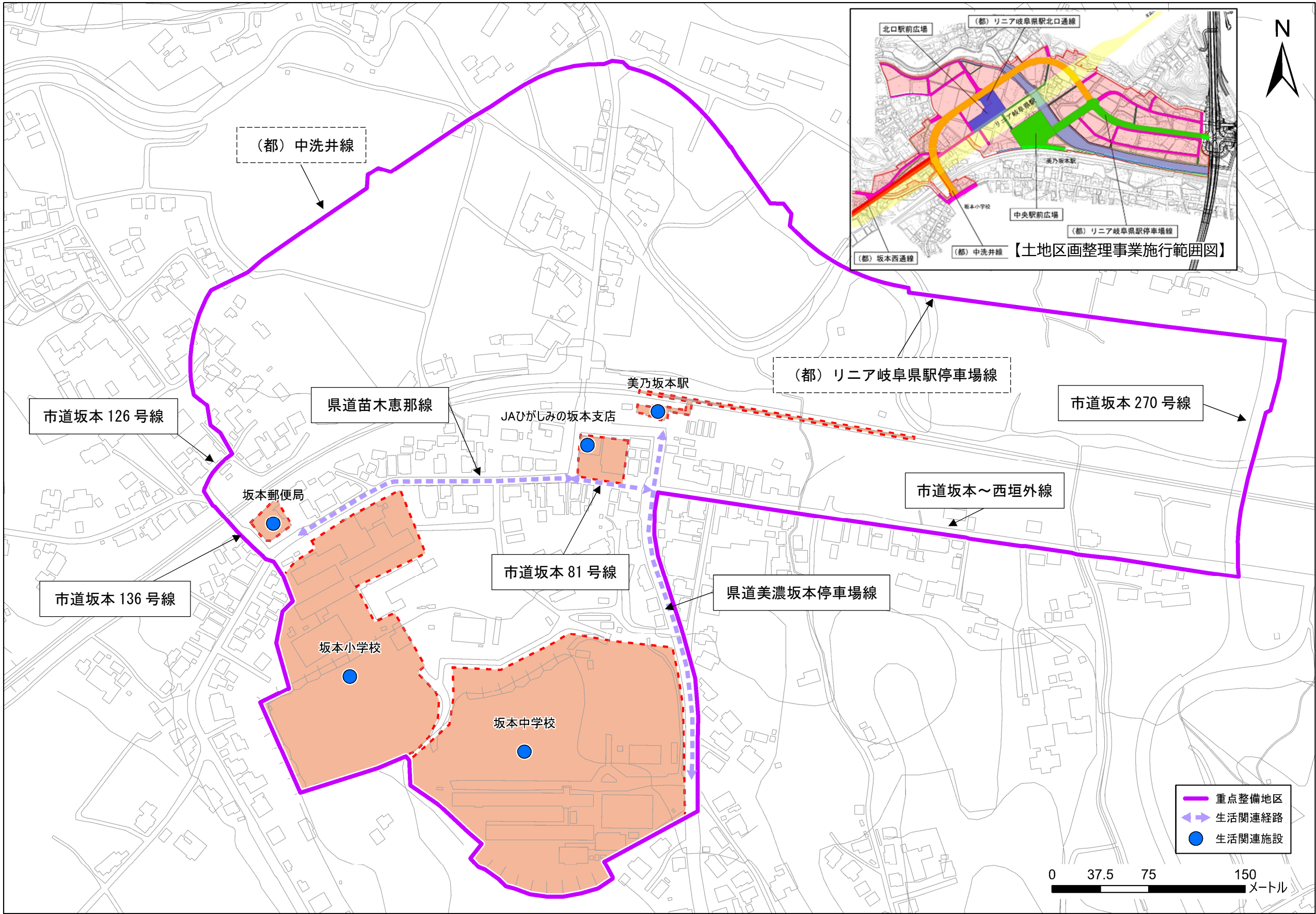
生活関連経路は生活関連経路の設定方針及び美乃坂本駅周辺の生活関連施設の状況を踏まえ、以下の路線を位置づけます。

表 生活関連経路一覧表

| 路線名        | 備考（生活関連施設の相互間のネットワーク等）           |
|------------|----------------------------------|
| 県道苗木恵那線    | 坂本郵便局、J Aひがしみの坂本支店、市立坂本小学校       |
| 県道美濃坂本停車場線 | 美乃坂本駅、市立坂本中学校                    |
| 市道坂本 81 号線 | 生活関連経路である県道苗木恵那線と県道美濃坂本停車場線を結ぶ路線 |

5－4 重点整備地区及び生活関連経路等の設定

前述の内容を踏まえ、重点整備地区及び生活関連経路等を下図のとおり設定します。





## 6. 実施する特定事業等

### 6-1 実施する特定事業等の位置づけ

前述の重点整備地区内において、移動等円滑化の問題点に対応し、生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていくため、特定事業及びその他の事業を位置づけます。

実施時期は、計画年次である 2033 年度（令和 15 年度）までを中期とし、その中間年次である 2028 年度（令和 10 年度）までを短期、2033 年度（令和 15 年度）より後を長期と位置づけます。また引き続き実施する内容については、継続実施、必要に応じて都度実施するものを随時実施として位置づけます。

#### （1）公共交通特定事業

##### 1）実施方針

- ・ 鉄道駅は、高齢者、障がい者等の意見を踏まえ、既存施設の整備状況を改善しバリアフリー化を推進します。
- ・ 美乃坂本駅は橋上駅化の検討が進められているため、検討内容と調整を図りながら事業を実施します。

##### 2）実施内容

| 美乃坂本駅                       |             |       |
|-----------------------------|-------------|-------|
| 整備項目等                       | 事業主体        | 実施時期  |
| ・ 駅舎内に可変式情報表示装置を設置          | 中津川市/J R 東海 | 中期～長期 |
| ・ 階段の両側に手すりを設置              | 中津川市/J R 東海 | 中期～長期 |
| ・ 階段の踏面を滑りにくい仕上げに改修         | 中津川市/J R 東海 | 中期～長期 |
| ・ エレベーターを設置（駅舎出入口～ホーム間）     | 中津川市/J R 東海 | 中期～長期 |
| ・ 高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイレ）に改築 | 中津川市/J R 東海 | 中期～長期 |

#### 【特定旅客施設の位置づけについて】

公共交通特定事業は、特定旅客施設を対象に実施されるバリアフリー事業となります。

美乃坂本駅は、移動等円滑化のための事業をリニア岐阜県駅と一体的に実施することが、美乃坂本駅を中心とする地域における移動等円滑化を図る上で、効率的かつ効果的であります。そのため、法律上の特定旅客施設の要件である「当該旅客施設の周辺における移動等の円滑化の状況から事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるもの」に該当するものと考え特定旅客施設に位置づけます。

## (2) 道路特定事業

### 1) 実施方針

- ・生活関連経路上の歩道部は、高齢者、障がい者等が安全・安心に移動できるよう既存施設の整備状況を改善しバリアフリー化を推進します。
- ・歩道の整備や既存歩道幅員の確保といった関係者との協議や調整に時間を要する事業は、大規模改修等に併せてバリアフリー化を推進します。(P50 図参照)

### 2) 実施内容



図 路線図（市道坂本 81 号線）

| 市道坂本 81 号線 |                           |      |      |
|------------|---------------------------|------|------|
| 位置※        | 整備項目等                     | 事業主体 | 実施時期 |
| +35m       | ・歩道部の路面の修繕による段差、デコボコの解消   | 中津川市 | 短期   |
| +60m       | ・水路合流部の開口部の解消             | 中津川市 | 短期   |
| 全線         | ・側溝又は側溝蓋の取替等による段差、ガタツキの解消 | 中津川市 | 短期   |
| 全線         | ・グレーチング蓋の取替(滑り止め、細目化)     | 中津川市 | 中期   |

※ 位置は、路線図上の 0 m からの距離を示しています。

※ 上記の整備項目等は位置で示した区間の必要箇所のみ実施します。



図 路線図（県道苗木恵那線）

| 県道苗木恵那線         |                               |      |      |
|-----------------|-------------------------------|------|------|
| 位置※             | 整備項目等                         | 事業主体 | 実施時期 |
| +50m            | ・水路合流部の開口部の解消                 | 岐阜県  | 短期   |
| +130m～<br>+220m | ・歩道部の路面の修繕による段差、<br>デコボコの解消   | 岐阜県  | 短期   |
| 全線              | ・側溝又は側溝蓋の取替等による段差、<br>ガタツキの解消 | 岐阜県  | 短期   |
| 全線              | ・グレーチング蓋の取替(滑り止め、細目化)         | 岐阜県  | 中期   |

※ 位置は、路線図上の0 mからの距離を示しています。

※ 上記の整備項目等は位置で示した区間の必要箇所のみ実施します。



図 路線図（県道美濃坂本停車場線）

| 県道美濃坂本停車場線     |                               |      |      |
|----------------|-------------------------------|------|------|
| 位置※            | 整備項目等                         | 事業主体 | 実施時期 |
| +50m～<br>+280m | ・歩道部の路面の修繕による段差、<br>デコボコの解消   | 岐阜県  | 短期   |
| +50m～<br>+280m | ・側溝又は側溝蓋の取替等による段差、<br>ガタツキの解消 | 岐阜県  | 短期   |
| 全線             | ・グレーチング蓋の取替(滑り止め、細目化)         | 岐阜県  | 中期   |

※ 位置は、路線図上の0mからの距離を示しています。

※ 上記の整備項目等は位置で示した区間の必要箇所のみ実施します。



### (3) 交通安全特定事業

#### 1) 実施方針

- ・生活関連経路における違法駐車・駐輪等の防止によりバリアの解消を図ります。
- ・横断歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーン※の整備といった関係者との協議や調整に時間を要する事業は、大規模改修等に併せてバリアフリー化を推進します。(P50 図参照)

※エスコートゾーンは、横断歩道の中央部に敷設した視覚障害者誘導用ブロックのことで、視覚障がい者が安全に車道を横断できるようにするためのものです。



エスコートゾーンの整備例

#### 2) 実施内容

| 市道坂本 81 号線                   |       |      |
|------------------------------|-------|------|
| 整備項目等                        | 事業主体  | 実施時期 |
| ・違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動を実施 | 岐阜県警察 | 継続実施 |

| 県道苗木恵那線                      |       |      |
|------------------------------|-------|------|
| 整備項目等                        | 事業主体  | 実施時期 |
| ・違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動を実施 | 岐阜県警察 | 継続実施 |

| 県道美濃坂本停車場線                   |       |      |
|------------------------------|-------|------|
| 整備項目等                        | 事業主体  | 実施時期 |
| ・違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動を実施 | 岐阜県警察 | 継続実施 |

#### (4) 教育啓発特定事業

##### 1) 実施方針

- ・移動等円滑化の促進に向けて、バリアフリーに関する教育活動や啓発活動等に取り組みます。

##### 2) 実施内容

| 教育活動                                                   |         |      |
|--------------------------------------------------------|---------|------|
| 活動項目                                                   | 事業主体    | 実施時期 |
| ・共生社会の大切さを周知できるよう道徳的教育と人権教育の充実                         | 中津川市    | 継続実施 |
| ・特別支援学級と通常学級の児童生徒の交流事業を推進し、互いの理解促進を図るとともにインクルーシブ教育※の構築 | 中津川市    | 継続実施 |
| ・特別支援教育や人権教育に関わる教員の知識や指導力を高める研修の実施                     | 中津川市    | 継続実施 |
| ・福祉推進校における福祉ボランティアの強化学習や体験活動等、先進的な取り組みの実施              | 社会福祉協議会 | 継続実施 |
| ・障がいのある人への理解を深め、障がいのある人を支援するボランティア育成のための研修会を開催         | 社会福祉協議会 | 継続実施 |

※インクルーシブ教育とは、子どもたちの多様性を尊重し、障がいのあるなし等にかかわらず、全ての子どもを包含する教育方法のことをいいます。

| 啓発活動                                                                        |        |      |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------|------|
| 活動項目                                                                        | 事業主体   | 実施時期 |
| ・障がいの種類、程度にあわせ、移動に関する助成等の支援の情報提供                                            | 中津川市   | 継続実施 |
| ・広報誌、HP等の情報提供手段を通して障がいや障がいのある人に対する市民の理解、意識の啓発                               | 中津川市   | 継続実施 |
| ・障がい者団体やイベントにおいて、障がい者理解の促進                                                  | 中津川市   | 継続実施 |
| ・障がい者週間等を周知し、障がいや障がいのある人への関心と理解を促進                                          | 中津川市   | 継続実施 |
| ・障がいのある人に関するマークの普及                                                          | 中津川市   | 継続実施 |
| ・障がい者差別防止の啓発活動や相談、紛争の防止、解決のための取り組みを推進                                       | 中津川市   | 継続実施 |
| ・認知症講演会や認知症サポーター養成講座により、認知症に関する正しい知識や理解を広げるための啓発活動を実施                       | 中津川市   | 随時実施 |
| ・歩行者の道路横断時における注意、車が歩道に進入する際に歩行者の安全確保や歩行者が多い場所での速度の抑制等運転者に対して安全運転に関する啓発活動を実施 | 中津川市   | 随時実施 |
| ・駅利用者の協力を得て、「声かけ・サポート」運動を実施                                                 | J R 東海 | 随時実施 |

## (5) その他の事業

その他の事業は、生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業において、前述した特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業）に該当しない項目を整理します。

### 1) 実施方針

- ・美乃坂本駅周辺の事業は、事業の進展を踏まえながら一体的なバリアフリー化を推進します。
- ・高齢者、障がい者、外国人等の円滑な移動に配慮した分かりやすい情報提供を検討します。
- ・車道の修繕等の維持管理は、不具合のある箇所を確認した際に随時実施します。
- ・駅前広場については美乃坂本駅の橋上駅化する等の改修の進捗状況を踏まえて、整備を実施します。

### 2) 実施内容

| 対象     | 整備項目等                                                | 事業主体           |
|--------|------------------------------------------------------|----------------|
| 美乃坂本駅  | ・ 駅舎出入口の舗装のひび割れ等を補修                                  | 中津川市<br>J R 東海 |
|        | ・ 視覚障害者誘導用ブロックの補修                                    | 中津川市<br>J R 東海 |
| 生活関連経路 | ・ 車道の路面の修繕等適切な維持管理                                   | 岐阜県<br>中津川市    |
|        | ・ 白線の補修                                              | 岐阜県<br>中津川市    |
|        | ・ 道路標識の取替等                                           | 岐阜県            |
|        | ・ 横断歩道付近のカラー舗装の整備                                    | 岐阜県            |
|        | ・ 破損等した防護柵の補修、取替                                     | 岐阜県            |
|        | ・ ラバーボールの反射板の貼り直し                                    | 岐阜県            |
| 車両     | ・ バスやタクシー等の車両更新時に、バリアフリー車両の導入を優先的に実施                 | 交通事業者          |
| 生活関連施設 | ・ わかりやすい案内看板の設置<br>(ふりがなの併記や多言語化、イラスト、ピクトグラム、触知案内板等) | 施設管理者          |



(6) 大規模改修時に対応すべき主な問題点の図示

現地確認会で問題があると意見があったもののうち、特定事業の実施方針で大規模改修等に対応するとしたものを下図に示します。

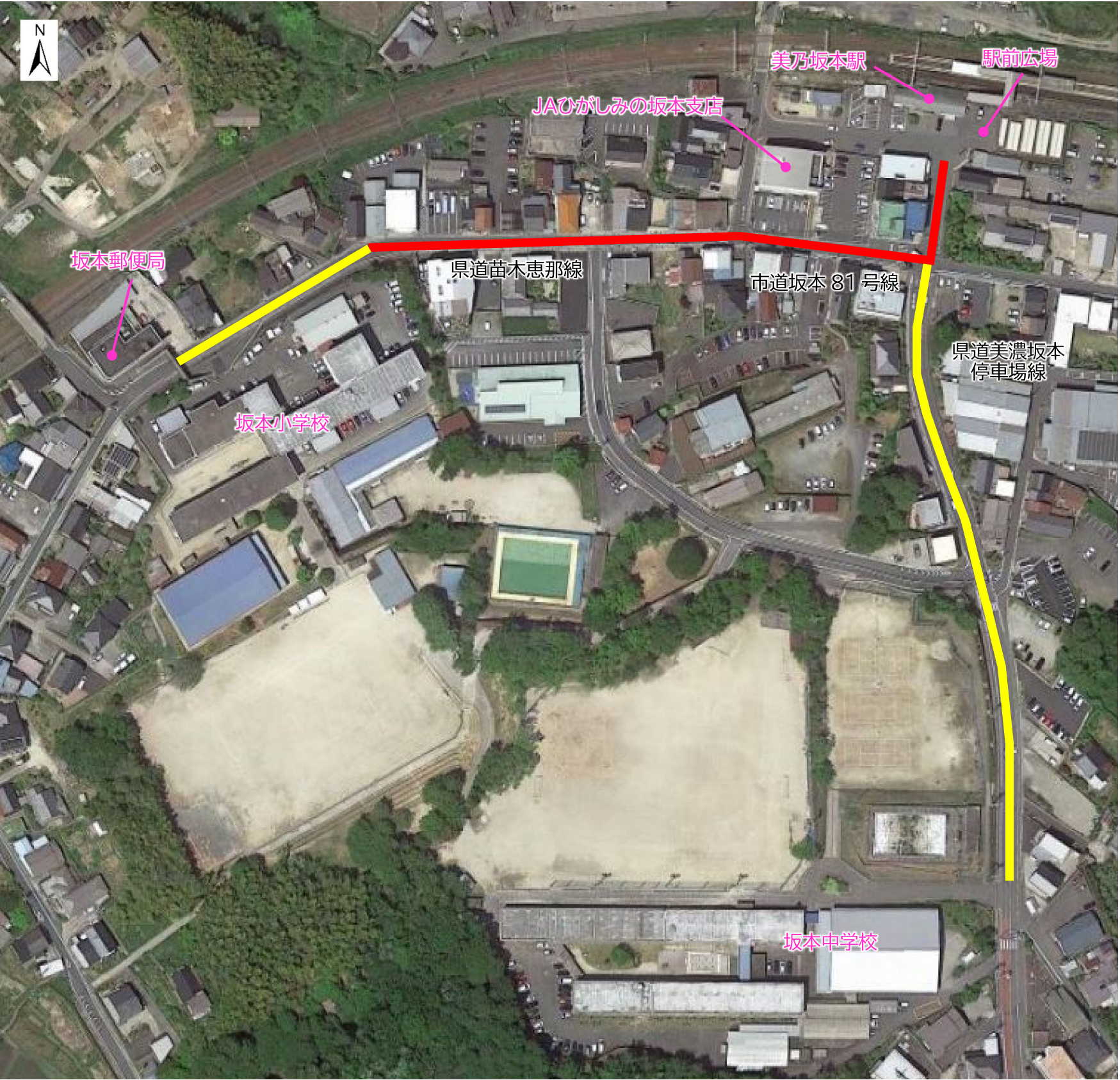


図 大規模改修時に対応すべき主な問題点の位置図

表 大規模改修時に対応すべき主な問題点等

| 箇所             | 大規模改修時に対応すべき主な問題点等               |
|----------------|----------------------------------|
| —              | 歩道がない箇所                          |
| —              | 歩道の幅員が不足する箇所                     |
| 生活関連経路のうち、必要箇所 | 横断歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロック・エスコートゾーンの整備 |



## 7. 基本構想の進行管理

### 7-1 基本構想の進行管理

美乃坂本駅周辺ではリニア岐阜県駅等の整備が予定されており、近い将来、当地区を取り巻く社会環境は大きく変化することが想定されます。リニア岐阜県駅整備後は本市だけでなく、岐阜県の東の玄関口として重要な交通結節点となることが想定され、駅周辺にも多様な施設が整備されると考えられます。

そのため、基本構想作成後は特定事業の進捗を確認・評価するとともに、美乃坂本駅周辺の新たな整備を踏まえ、必要に応じた見直しを実施していくことが必要です。

以上のことから、本基本構想の実効性を高め移動等円滑化を実現するため、継続的な取り組みに努めます。

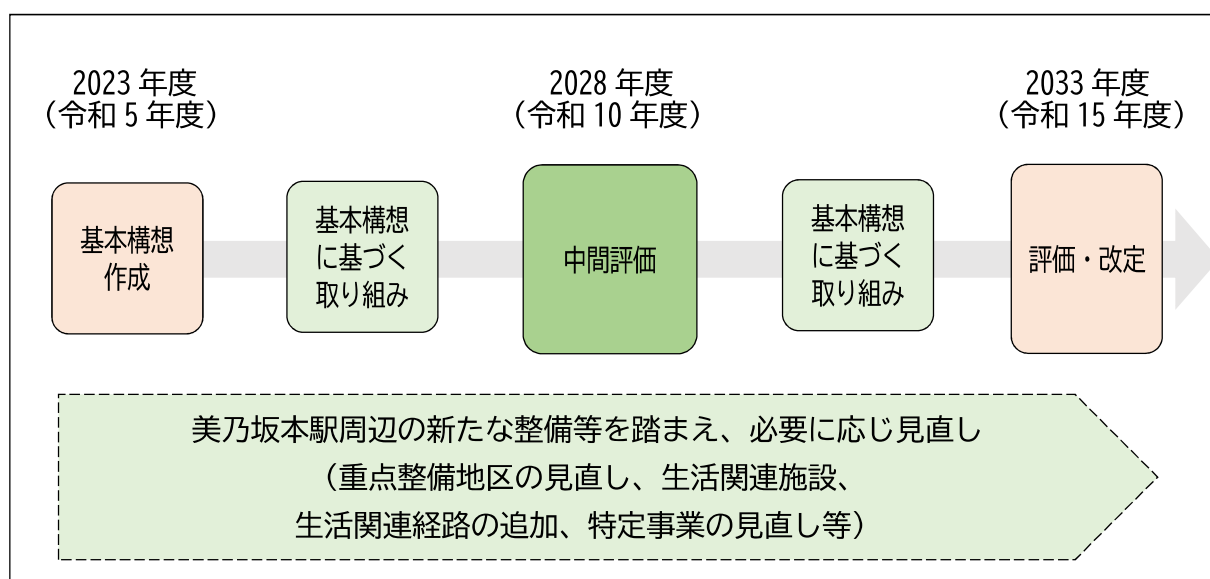


図 基本構想の進行管理イメージ

#### (参考) 基本構想の評価・見直し・改定について

基本構想作成後の5年目に予定する中間評価は、施設設置管理者等が作成した特定事業計画書、特定事業計画完了報告書に基づき、事務局で進捗を確認し、評価を行います。また、評価の内容から適宜関係者との調整により中間見直しを行うこととします。

基本構想作成後の10年目には、進捗の確認、評価と併せて、美乃坂本駅周辺の整備状況や社会情勢の変化、高齢者や障がい者の状況及び市の関連計画等の見直しを踏まえ、必要に応じて美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会を招集し、基本構想の改定を行うこととします。

## 7-2 特定事業計画の流れ

特定事業計画は、特定事業に位置づけられた事業主体が作成し、この計画に基づいて、事業を実施する義務が課せられます。特定事業計画の内容については、事務局で確認し調整を図るとともに、必要に応じて関係者とも調整を図ります。

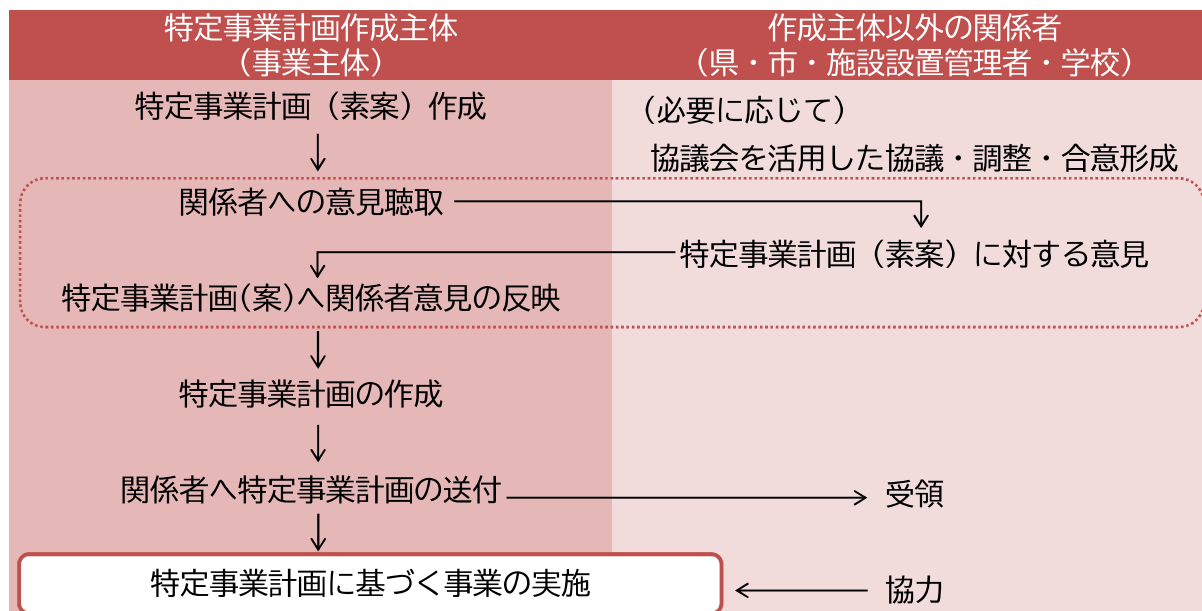


図 特定事業計画作成の流れ

### 7-3 基本構想の実現に向けた役割

基本構想の実現に向けては、バリアフリーに関するハード対策とソフト対策によるバリアフリー化を推進するため、行政・市民・事業者、団体等がそれぞれの役割を担いながら連携していきます。

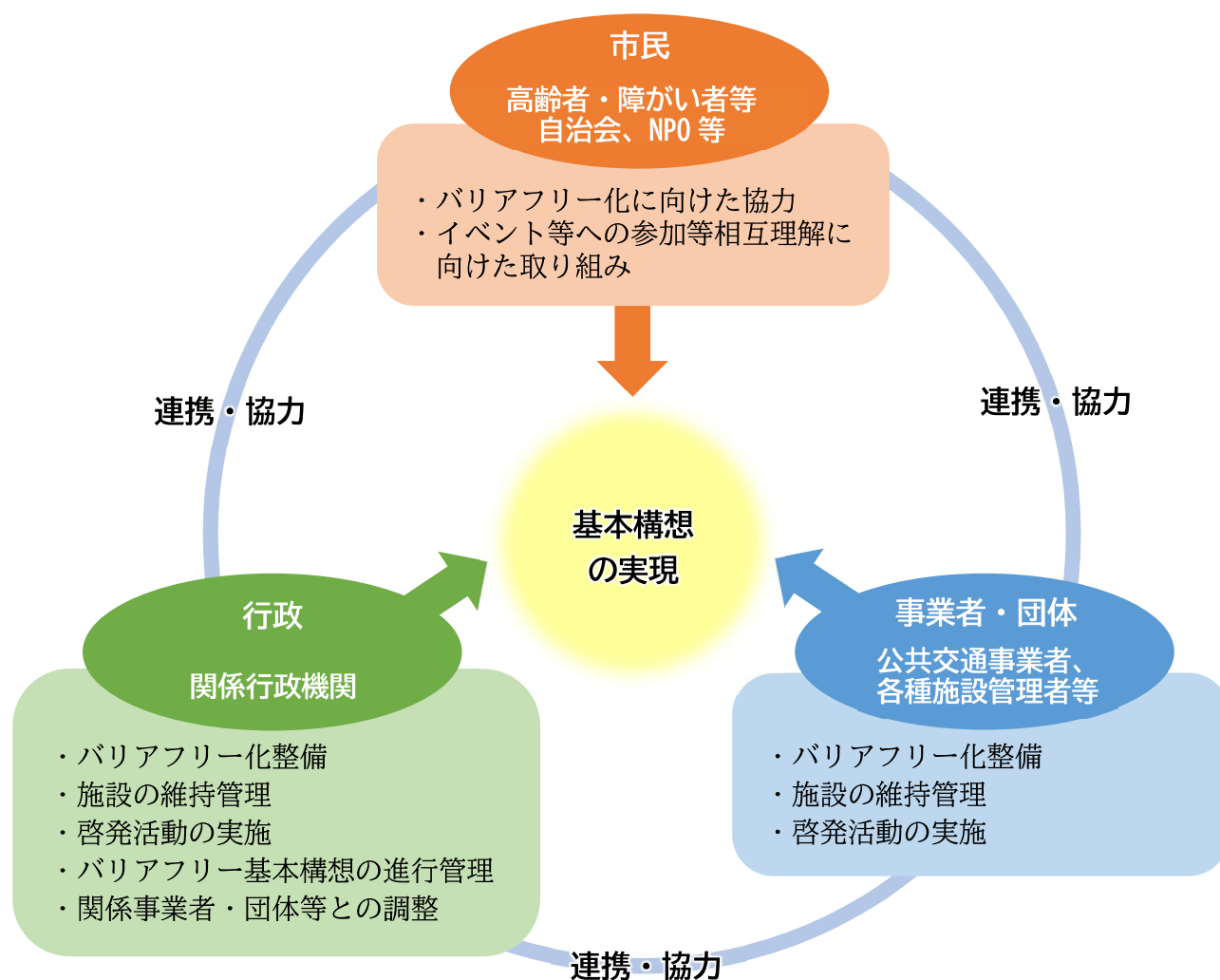


図 基本構想の実現に向けた関係者の役割

## 参－１ 美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会要綱

### （設置）

第１条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を作成するに当たり、必要な事項を検討するため、美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第２条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （１） 基本構想の作成に関すること。
- （２） 前号に掲げるもののほか、基本構想に関すること。

### （組織）

第３条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （１） 学識経験を有する者
- （２） 各種団体を代表する者
- （３） 交通関連事業者
- （４） 関係行政機関の職員
- （５） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

２ 委員が欠けた場合は、前項に準じて補欠委員を市長が委嘱することができる。

### （任期）

第４条 委員の任期は、基本構想の作成される日までとする。

### （会長）

第５条 協議会に会長を置く。

２ 会長は、委員の互選により定める。

３ 会長は、会務を総理し、協議会を代表するとともに、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

４ 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

### （会議）

第６条 会議は、会長が招集する。

２ 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３ 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４ 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。



(作業部会の設置)

第7条 協議会の補佐機関として、美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、次の事項を所掌する。

(1) バリアフリー基本構想の原案作成のための調査及び検討

(2) その他必要事項の検討

3 作業部会は、駅周辺企画課長及び別表に掲げる組織に属する職員のうち所属長が指名する者をもって組織する。

4 作業部会の部会長は、会長が指名する。

5 作業部会の部会長は、会務を総理する。

6 作業部会の部会長は、作業部会の会議の議長となる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、リニア都市政策部駅周辺企画課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

別表（第7条関係）

| 部 名      | 課 名    |
|----------|--------|
| 政策推進部    | 政策推進課  |
| 総務部      | 防災安全課  |
| 定住推進部    | 定住推進課  |
| 市民福祉部    | 高齢支援課  |
|          | 社会福祉課  |
|          | 子ども家庭課 |
| リニア都市政策部 | リニア対策課 |
|          | 都市住宅課  |
|          | 区画整理課  |
| 建設部      | 建設課    |
|          | 管理課    |
| 教育委員会事務局 | 教育企画課  |
|          | 学校教育課  |

参ー２ 美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会委員名簿

| 区 分          | 団体名                        | 役職等   | 氏名     |
|--------------|----------------------------|-------|--------|
| 学識経験者        | 岐阜大学工学部社会基盤工学科             | 教授    | 倉内 文孝  |
| 高齢者、障がい者等の代表 | 岐阜県身体障害者福祉協会中津川市支部         |       | 柴土 順子  |
|              | 中津川聴覚障害者協会                 |       | 伊藤 勲   |
|              | 恵那・中津川視覚障害者協会              | 会長    | 野村 好春  |
|              | 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会         | 常任理事  | 田口 良典  |
|              | 中津川市老人クラブ連合会               | 会長    | 加藤 出   |
| 市民の代表        | 中津川市坂本地区区長会                | 会長    | 梅本 真人  |
|              | 坂本まちづくり協議会                 | 副会長   | 桃井 奈津男 |
| 民間事業者        | 日本郵便株式会社 坂本郵便局             | 局長    | 安江 良広  |
|              | 東美濃農業協同組合 坂本支店             | 支店長   | 西尾 公且  |
| 交通関連事業者      | 東海旅客鉄道株式会社<br>東海鉄道事業本部 管理部 | 企画課長  | 谷口 正明  |
|              | 公益社団法人 岐阜県バス協会             | 理事    | 成瀬 重男  |
|              | 岐阜県タクシー協会                  | 東濃支部長 | 田中 安浩  |
|              | 岐阜県レンタカー協会                 | 会長    | 河田 清文  |
| 関係行政機関       | 岐阜県恵那土木事務所                 | 副所長   | 加藤 忠士  |
|              | 中津川警察署                     | 交通課長  | 有賀 崇満  |
| 中津川市         | 建設部                        | 部長    | 早川 泰典  |
|              | 市民福祉部                      | 部長    | 早川 筒司  |
| オブザーバー       | 国土交通省中部運輸局<br>バリアフリー推進課    | 課長    | 杉山 兼一  |

### 参ー3 高齢者、障がい者等の特性

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（参考資料編）に記載された内容を抜粋し参考資料として示します。

#### （1）肢体不自由者

- 移動に制約がある方もいます
- 文字の記入が困難な方もいます
- 体温調整が困難な方もいます
- 話すことが困難な方もいます

#### （2）視覚障がい者

- 一人で移動することが困難な方もいます  
（家族の誘導や移動支援・同行援護等の人に誘導してもらう方もいます）
- 音声を中心に情報を得ています  
（手足の感覚だけでなく、体全体の触覚や反響音等を頼りに行動する方もいます）
- 文字の読み書きが困難な方もいます
- 点字や拡大文字等を用いるほか、パソコンの拡大機能、レンズや拡大機器等を用いて情報を得ています
- 様々な色彩を用いた印刷物や構造物の見分けが困難な方もいます

#### （3）聴覚・言語障がい者

- 外観からは分かりにくい方もいます
- 視覚を中心に情報を得ています
- 声を出して話せても聞こえているとは限りません
- 補聴器等を付けていても会話が通じるとは限りません

#### （4）知的障がい者

- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい場合があります
- 人に尋ねたり、自分の意見を述べたりすることが苦手な方もいます
- 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいます
- ひとつの行動に執着したり同じ質問を繰り返したりする方もいます
- 話や返事をしていても、内容を理解していない場合もあります
- 金銭管理や買い物、会話、家事、仕事等の社会生活への適応に、それぞれの状態に応じた支援が必要です

## (5) 精神障がい者

- ストレスに弱く、疲れやすかったり、対人関係やコミュニケーションが苦手な方がいます
- 外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいます
- 学生時代に発病したり、長期入院したために社会生活に慣れていない方もいます
- 認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返し、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいます
- 脳内の伝達機能に支障がおき、知覚・思考・感情等に障害が起きています

## (6) 発達障がい者

- こだわりが強く、突発的な出来事や予定の変更への対応が苦手な方もいます
- 時間の感覚が分かりにくかったり、不快と感じる音を聞き流せない方もいます
- 相手の話が理解できない、思っていることをうまく伝えられない方もいます
- 読み書きや計算が苦手な方もいます
- 興味のあるものをすぐに触ったり、手に取ったりせずにはいられない方もいます
- 目的もなく歩き回ったり、そわそわして休みなく動いている方もいます

## (7) 内部障がい者

- 外見からは分かりにくい障害です
- 疲れやすい方もいます
- タバコの煙を苦しく感じる方もいます

## (8) 妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）

- 乳幼児連れの方たちは、荷物が多く、手早く動くことができない場合があります
- 外出先でおむつ替えやミルク等の授乳が必要な時、授乳室や赤ちゃんルーム等がどこにあるか分からない、又は存在しない場合は、周囲を気にしながら対応することになります

## (9) 高齢者

- 加齢により視力や聴力、足腰の機能が低下していきます
- 気力等の心身の機能が低下していきます

## (10) 外国人

- 日本語の読み書きや会話が十分にできないことや、習慣の違い等から意図せずトラブルに巻き込まれてしまうこともあります



## 参ー4 特定事業の種類と内容

### (1) 公共交通特定事業

- 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更

### (2) 道路特定事業

- 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置
- バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

### (3) 路外駐車場特定事業

- 特定路外駐車場※におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備  
※一般の用に供する（不特定多数が使用する）道路外の有料駐車場で面積が<sup>※</sup>500 m<sup>2</sup>以上のもの

### (4) 都市公園特定事業

- 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

### (5) 建築物特定事業

- 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

### (6) 交通安全特定事業

- バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等）
- バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）

## (7) 教育啓発特定事業

- 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障がい当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等）
- 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等）

## (8) その他の事業

- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しないもの

## 参ー5 用語集（50音順）

| 用語                      | 用語の説明                                                                                         |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般交通用施設                 | 特定旅客施設（一定の要件を満たした駅等。本基本構想ではJR美乃坂本駅が該当）と高齢者、障がい者が日常生活等で利用する施設（官公庁、郵便局等）との間にある道路、駅前広場、通路等の施設のこと |
| 移動等円滑化                  | 高齢者や障がい者等の不特定多数の方が利用する施設、道路等で円滑な移動を行うために、支障となるものを解消し、利用上の負担軽減、利便性や安全性を向上させること                 |
| インクルーシブ教育               | 子どもたちの多様性を尊重し、障がいのあるなし等にかかわらず、全ての子どもを包含する教育方法                                                 |
| エスコートゾーン                | 横断歩道の中央部に敷設した視覚障害者誘導用ブロックのことで、視覚障がい者が安全に車道を横断できるようにするための施設                                    |
| オブザーバー                  | 話し合いの場から離れた客観的な立場で関わることを求められ、会議の際には進行に対して傍聴し観察するという役割を担うもののこと                                 |
| 橋上駅                     | 駅舎の機能をプラットホームの上階部分に集約させた鉄道の駅、及びその駅舎のこと                                                        |
| グランピング施設                | ホテルのように設備が整った快適な環境でキャンプのような自然体験を楽しめる施設                                                        |
| グレーチング                  | 側溝等の上にかぶせてある鋼製の網目状の蓋のこと                                                                       |
| （階段の） <sup>はあげ</sup> 蹴上 | 階段のひとつずつの段の高さのこと                                                                              |
| 「声かけ・サポート」運動            | 鉄道等の施設で利用者が困っている際に社員からの積極的な声かけや周囲の利用者からの声かけを推進する取り組みのこと                                       |
| 心のバリアフリー                | 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと                                           |
| サテライトキャンパス              | 大学など教育機関の本部から地理的に離れた場所に設置されたキャンパス                                                             |
| 視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）    | 視覚障がい者が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロックやプレート                    |
| 自然地                     | 樹林地、草地、農地等又はこれに類する状態にある土地のこと                                                                  |
| 自由通路                    | 鉄道駅において、鉄道と交差する歩行者・自転車用の空間（通路）                                                                |
| 身体障害者手帳                 | 身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳                                                              |
| スクールゾーン                 | 交通事故から子どもたちを守るために設定された交通安全対策の重点地域の呼び名のこと                                                      |
| 精神障害者保健福祉手帳             | 精神障がい（知的障がいを除き、てんかんを含む）により生活に支障をきたしている方に交付する手帳                                                |

| 用語                           | 用語の説明                                                                                                                                             |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模小売店舗                      | 本基本構想では、大規模小売店舗立地法で新設時等に届出が必要となる売り場等店舗の用に供される床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の小売店を指す                                                                   |
| 地域包括ケアシステム                   | 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制                                                                                 |
| 超高齢社会                        | 高齢化の進行具合を示す言葉として、「高齢化社会」、「高齢社会」、「超高齢社会」があり、65 歳以上の人口比率が 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%以上で「超高齢社会」という                                            |
| 動線                           | 人や物が移動する際の経路のこと                                                                                                                                   |
| 特別支援教育・学級                    | 障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。またそれらを小中学校等で行うために設置された学級 |
| ピクトグラム                       | 絵文字や絵単語等と呼ばれるもので、見た目で見える案内用図記号のこと                                                                                                                 |
| 不整形                          | 正方形や長方形に整っていないさま                                                                                                                                  |
| (階段の) 踏面 <small>ふみづら</small> | 階段の足をのせる板の上面のこと                                                                                                                                   |
| 文教厚生施設                       | 教育施設、文化施設、体育施設、医療施設、福祉医療施設、宗教施設を合わせた総称のこと                                                                                                         |
| 面的                           | 縦と横にそれぞれ一定の広がりを持つさま。又は、特定の範囲全体を対象とするさま。                                                                                                           |
| ユニバーサルデザイン                   | 「文化・言語・国籍の違い、性別・年齢の違い、障がい・能力の有無にかかわらず、全ての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計（デザイン）である」と言われる、バリアフリーを一歩進めた考え方                                   |
| 療育手帳                         | 知的機能の障がいが発達期（概ね 18 歳）までに現れた方に対して発行する手帳                                                                                                            |
| 旅客施設                         | 一般的には鉄道駅、路面電車の発着所、旅客の乗降や貨物の積み降ろしのためにバス・船・航空機が同時に 2 つ以上停留できる施設のこと<br>本基本構想では、美乃坂本駅を指す                                                              |
| 路外駐車場                        | 本基本構想では、一般の用に供する（不特定多数が使用する）道路以外の場所にある有料駐車場を指す                                                                                                    |